

Title	T・ H・ グリーンの国家論：その理論的特質と現代的意義
Sub Title	T.H. Green's theory of the State : its theoretical characteristics and contemporary significance
Author	萬田, 悦生(Manda, Etsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.10 (1981. 10) ,p.28- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19811015-0028

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

T・H・グリーン の 国家論

—その理論的特質と現代的意義—

萬 田 悦 生

一 分析の視点

二 グリーンにおける国家と国家共同体

— 国家活動の基準をめぐって —

三 グリーンにおける国家と社会

— グリーン解釈の種々相 —

(一) 国家主義者としてのグリーン

(二) 体制順応主義者としてのグリーン

(三) 社会主義者としてのグリーン

四 グリーンと協力政治

一 分析の視点

T・H・グリーン研究の進展とともに、グリーン の 国家論 に対する研究者の評価も多様化し、相互の食い違いもかなり目

につくようになってきている。グリーンをヘーゲルと結びつけて、グリーンを国家主義者として非難する者もおれば、法と秩序を重視するグリーンに体制順応主義者の特質を見出す者もあり、さらに彼の提起した積極的な国家活動の意義を認める者もいるといった具合で、研究者の依拠する立場、採用する視角により、様々な解釈が出現しているのである。

グリーンが国家論のなかに、そうした多様な解釈を生み出す側面があることは否定できない。しかし研究者の方にも、グリーンが国家論の全体をみずに部分のみに拘泥し、その部分の意味を拡張解釈する傾きがあることも事実である。従つて、グリーンが主張のある部分の意義とか、価値とか、重要性とかに關しては、相当説得力のある議論が提示されても、それを他の部分の主張と照らし合わせてみるとどうにもつじつまが合わず、結局極めて不鮮明な、あるいは首尾一貫しないグリーン像しか得られない、といった場合が多いのである。必要なことは、グリーンが国家論を全体的、統一的に把握することである。そしてその国家論としての長所も短所も、部分的にはなく体系的に理解することである。

そうした体系的理解を得るためには、何らかの包括的な分析のための視点を用意しなければならない。そしてそうした視点として望ましいのは、現代国家に適用しても有用なものであると同時に、グリーンが国家論にも内包され、しかもその重要な構成要素にもなっているようなものである。前者の条件を欠いては、グリーンが国家論は、単に歴史的な回顧の対象に過ぎなくなるし、後者の条件が欠ければ、ともすれば、グリーンが理論的意図とはかけ離れたところでグリーンが論評され、甚だ不公平な取り扱いを受けることにもなりかねないからである。

幸いにもグリーンが政治理論には、そのような条件を満たす枠組みがある。彼は国家 (state) と社会 (society) を一定の仕事で関係づけた。そして、この両者をどのように関連づけるかという問題は、グリーンが国家論の要であると共に、現代政治理論の欠かせない視点でもある。後述の通りグリーンは、国家を社会に奉仕させ、真に自由な社会の発展のために手を貸すところに、国家の使命を認めていた。今日、国家活動が増大し、社会生活に対する国家の干渉領域が拡大するのに応じ

て、國家と社會の關係に關する原理的な問いかけは、いよいよその重要度を増しているのである。⁽¹⁾ 従つて、グリーンが國家と社會を關係づけたその仕方を検討することで、現代政治理論に対するグリーンの國家論の貢獻度を測定することが可能になるのではなからうか。

但しグリーンは、國家と社會の概念を決して嚴密に構成してはいない。グリーンにとつては、社會という言葉は、人が共同善に従つて相互に自由を認め合う場を意味する⁽²⁾と同時に、國家を示すものとしても用いられ得るものであつた。⁽³⁾ さらに複雑なのは、グリーンの國家に關する見方である。彼の所説を検討すると、彼が三つの相互に異なる國家概念を持つていたことが明らかになるが、しかし彼自身は、その相違をはつきりと自覚していたとは思われない。

グリーンの抱く最も広い國家概念は、彼が近代國家の性格を述べた個所によく示されている。グリーンによれば、近代國家は同質的な人々の組織體であるが、その同質性とは、共同の居住地とか、共同の記憶、伝統、習慣、あるいはまた共同の感じ方とか考え方、といったものから生じた結びつきに支えられている⁽⁴⁾という。E・バーカーの言い方に倣うと、この意味での國家は、空間的、時間的な統一體としての nation である⁽⁵⁾ということもできる。しかしこのように、nation を人間に自然な統一をもたらす場として考えると、それは單に政治の母體であるばかりでなく、法律や經濟や教育や芸術やあるいは時として宗教の、要するに殆ど全ての文化現象の母體とみなされなければならなくなる。従つて政治によつて nation の全貌をカバーすることは不可能になるのである。

グリーンも恐らく、漠然とではあつてもそのことに気付いていたように思われる。國家を右のように説明する一方で、彼は國家が「自治的な (self-governing) 共同体の形に組織された nation」⁽⁶⁾であるとも述べているのである。この意味での國家は、明らかに上述の自然的な統一體としての國家とは異なつてゐる。つまりそれは、nation の統一を空間的、時間的な一體性に委ねておくのではなくて、これを意識的に維持しようとするところから生み出されたものとみることができるといふことができる。嚴密に

考えれば、このような意識的努力の結果として生み出される共同体こそ、政治の及ぼされる共同体であるとみななければならぬ。

しかしこのように国家を自治的な共同体として捉えるなら、これをさらに統治を行なう主体と統治される客体とに二分することが可能となる。グリーン自身、国家という言葉を明らかに統治を行なう主体、すなわち支配機構に対しても適用していた。「国家、あるいは国家の特徴を示す制度としての主権者⁽⁷⁾」とか、「主権者、および主権権力の存在によつて特色づけられるものとしての国家それ自体⁽⁸⁾」というグリーンの言い回しが示しているように、彼は国家と、主権者すなわち統治のための機構とを同一視していたのである。

要約するとグリーンは、右の意味での nation、自治的共同体、統治機構のいずれにも国家あるいは社会（または共同体）の名を与え、さらにその他に、社会には自由な行為者の集合体としての意味も持たせていたとすることができる。グリーンは国家・社会概念がこのように錯綜したものである以上、グリーンが国家と社会を一定の仕方で関連づけたという場合にも、その国家と社会とは、右のどの意味に該当するものであるかをはつきりさせておくことが必要になる。そのような整理を試みることで、初めてグリーンは国家論の長短を的確に理解し、それを正当に評価することが可能になると思われる。

尚、右の nation は、国民全部を包含した共同体であるので、以後これを国民共同体と呼び、統治の客体となる共同体は、支配機構としての国家の対象となる共同体という意味で、以後これに国家共同体 (state community) の名を与えて議論を進めることにする。⁽⁹⁾

二一 グリーンにおける国家と国家共同体

—— 国家活動の基準をめぐって ——

グリーン
の国家論
のなかで最も
精彩を放つて
いるのは、彼
の積極的な
国家活動に
関する主張
である。そ
して国家活
動という以
上、それを
効果的に推
進し得るの
は、統治機
構としての
国家におい
て他にはな
い。「国家、
あるいは
国家の特徵
を示す
制度として
の主権者は
、権利を
作り出すこ
とはないが
、既に存在
している
権利により
完全な現実
性を与える
ものである」
(10)と
いう
グリーン
の言葉は、
彼の
国家活動
に
関する
考え方を
要約した
ものと
解する
ことが
できる。
グリーン
に従えば
、
国家活動
とは、
主権者
すなわち
統治機構
としての
国家が、
国家以外
のところ
でより不
完全な形
をとつて
存在して
いる
権利を
踏まえて
これを
完成する
ことである
、
ということ
になる。

それでは、
国家以外
のところ
で、たと
え不完全
な形では
あつても
権利を
育んでいる
場とは何
であらう
か。それは
「相互を
同質同量
なものとし
て承認し
合っている
人々から
成る社会」
(11)である。
グリーン
によれば
、その
社会の
成員が、
自己の
属する
社会に
対して何
らかの
能力の
自由な
行使を
要求し、
社会が
それを
受け入
れて、
成員に
その要
求を実
践する
ための
力を認
める
時、そ
こに
権利の
觀念が
成立す
るとい
う。従
つて
グリーン
の立場
からは
、例
えば
夫とか
、家長
とか、
財産
所有者
といつ
た市
民とし
ての
権利は
、完全
な形
では
国家
から
引き
出し
得る
ものでは
あつ
ても、
原始的
には
国家
がな
くても
存在
し得
るもの
であ
つた。
(12) 権利
の源は
、国家
以外
の
社会
で
共同
善に
触発
され
た人
々が、
共同
善の
方向
に沿
つて
相互
に
ある
種の
力を
認め
合う
こ
ろに
求め
られ
た。国
家の
役割
は、
相互
承認
によ
つて
既に
ある
程度
確保
され
てい
る
そう
した
力を、
より
確
実に
確保
し、
一層
拡
大して
、包
括的
な
権
利
体
系
を
作
り
出
す
こ
と
で
ある。
(13)

こう
みて
くると
、
グリーン
の
国家
論
とは、
結局
、
統治
機構
とし
ての
国家
と、
国家
以外
の
自
発
的
な
社会
と
の
関
係
に
関
する
理

論であつたということが出来る。そしてグリーンに従えば、両者の関係の仕方は、「国家は社会を前提にするが、社会は国家を前提にしない」という図式で示されるものとならう。「国家は他の諸種の形態の共同体を前提にしており、そうした共同体は自らのうちに生じる権利を所持している。国家はその権利を維持し、確保し、完成するものとしてのみ存在している。」⁽¹⁴⁾ グリーンのこの言葉は、国家が社会を前提にすべきで、決してその逆ではない、という彼の基本的な立場を極めてよく表わしている。あるいはまた、国家は「人々の社会関係から生じる諸権利の調整者であり、維持者である」⁽¹⁵⁾ともグリーンはいう。国家と社会の關係に関するこのような見方のなかにこそ、グリーンの国家論の特色が示されているのである。

グリーンの国家論のなから、統治機構としての国家と自発的な社会の關係に関して、原理的に述べられた個所を摘要すると、ほぼ以上のようになる。この他にもグリーンは、国家が戦争、刑罰、道徳、財産、家族等にどのように係わるべきかを熱心に説いているが、ここでも重点は統治機構としての国家に置かれていたのである。

さて、統治機構としての国家と、それが前提にする社会に関しては非常に多くを語っているグリーンも、先に述べた意味での国民共同体や国家共同体の性格に関しては、殆ど原理的な説明をしていない。グリーンの記述のなから、特に国家という言葉が国家共同体の意味で用いられ、国家共同体の性格が示唆されている個所を摘出してみると、大体次のようになる。市民としての権利が国家から引き出されることを論じた個所でグリーンは、国家を「より発達した社会形態」であるといひ換へ、「そこでは、家族や相互の所有物を尊重する財産所有者の一团が、より完全な全体の中にあるものとして含まれている」と述べている。そしてさらに「国家は、その成員にとつては社会のなかの社会であり、彼ら相互間の全ての要求が相互に調整される社会である」⁽¹⁶⁾ともいつている。

このような主張によつて明確になるのは、国家共同体は、諸社会の諸要求を包含し、相互に調整する「場」である、ということである。しかし国家共同体は、単にそのような意味での場所を示す概念に過ぎないものであろうか。もしそうである

とすれば、国家共同体の価値は、結局諸社会の諸要求の価値に還元されてしまい、国家共同体そのものの独自の価値はなくなつてしまふ。しかし先に示した、国家を自治的共同体として捉えるグリーンの見方に従えば、国家共同体は、時間的、空間的に自然な統一を保つている国民共同体を意識的に統一しようとするところから生み出されたものとみられよう。従つてこの見方を貫くと、国家共同体は、国民共同体の統一という、他の社会にみられない独自の価値を担い、それ故にまた、他の社会に還元し得ない独自のまとまりを持つた社会とみななければならなくなる。グリーンは国家論のなかには、このような社会概念を導き出し得る論理は確かに存在していた。しかしグリーン自身はその論理を十分展開せず、従つて右の社会の詳しい性格規定も殆ど行なつていないのである。

この点がグリーンは国家論の最大の難点である。つまり、国家共同体の位置と性格がはつきりしていないため、国家活動を導く基準は何か、という問題を突き付けられた場合に、グリーンは明確な答を出すことができないのである。グリーンは国家論のなかではつきりしているのは、先に触れた通り、統治機構としての国家が、国家以外の諸社会の諸要求を前提にして、それらを調整するということである。しかし問題は、その調整をどういう基準に基づいて行なうか、である。統治機構としての国家が、諸社会の諸要求に対して国家共同体の基準を対置し、それに基づいて諸要求を調整し得るか否か、である。先に示したように、国家共同体が、単に右の諸要求を調整するための場としてのみ考えられているなら、それは上述の意味での基準にはなり得ない。国家共同体を国家活動の基準にするためには、国家共同体に対して、他の社会には還元し得ない独自の価値を認めてやらなくてはならないが、グリーンはそういうことをしていないのである。

グリーン以前に理想主義的国家論を主張したヘーゲルも、以後に主張したB・ボーザンケットも、国家活動を導く基準を明確に提示している点で、グリーンと異なつてゐる。ヘーゲルは、個々人の特殊的欲求を満たすための結合態を市民社会と呼び、そこで保たれている普遍性は、あくまでも特殊な欲求や利益を満たすためのものに過ぎないと批判する。⁽¹⁷⁾ このような

市民社会は、国家へと連れ戻されなければならない。何故なら、客観的精神を体现した国家においてのみ、個人は客観性、真理性、倫理性を持ち得るからである。⁽¹⁸⁾ こうしてヘーゲルにとつては、個人や社会は国家を前提にすべきであつて、決してその逆ではない。この点に関して、ヘーゲルはこういうふうにも述べている。「市民社会は、家族と国家の間にはいる差別態である。とはいえ市民社会の形成は、国家の形成より後に行なわれる。というのは差別態である以上、市民社会は国家を前提とするからであり、市民社会は存立するためには、独立せるものとしての国家をおのれの前に持たなければならないからである。」⁽¹⁹⁾

ヘーゲルのいう国家は、Z・A・ベルチンスキイの言葉を借りれば、政治的な国家ではなく、「倫理的共同体」を指すものと解されなくてはならない。⁽²⁰⁾ 従つてまたベルチンスキイの説くように、ヘーゲルの国家論から、政治的な国家に対する無条件的な服従の義務を引き出すことは誤りであり、むしろ全く逆に、政治的な国家といえども、倫理生活の原則に服さなければならぬ、という意味をこそ引き出すべきであらう。⁽²¹⁾ 要するにヘーゲルに従えば、統治機構としての国家の活動を含めて全ての人間活動は、その活導を導く指標として、倫理的共同体としての国家を持つことになるのである。

倫理的共同体としての国家を、政治的な国家の活動を導く基準とみる考え方は、ボーザンケットにおいても継承されている。彼は、国家というのは、単に政治的な側面においてのみ捉えられるべきものではない、と明言している。彼によれば国家は、家族から職業団体に至るまでの、また職業団体から教会や大学に至るまでの全制度を、単なる寄せ集めとしてではなく、一つの体系として包みこむものである。そしてこのような意味での国家が、一切の制度を活性化する批判や修正や調整の原理となり、全成員に各自の役割を遂行させる指導概念の役割を果たすという。⁽²²⁾ そういう指導概念を持たない「排他的なものとしての諸制度は、沈滞や病気にとりつかれ、単に家族のためにのみ、あるいは単に教会のためにのみ献身するという性向を案出する」ことになる⁽²³⁾とボーザンケットはみる。

要するにヘーゲルにあつても、ボーザンケットにあつても、倫理的共同体としての国家は、単に個人や社会にとつての指導理念であるに留まらず、統治機構としての国家にとつても指導理念であると考えられているのである。グリーンと彼らとの相違が決定的なものになるのはこの点である。グリーンは、どのような種類の共同体に対しても、右のような包括的な指導理念としての地位を認めようとはしていない。グリーンの説のなから、あえて指導理念に相当するものをあげれば、それは共同善の概念になるであろう。しかし、共同善を體現した共同体のなかで、どれが最高であるかといった問題は、グリーンにおいては全く論じられていないのである。

尤も先に示した通りグリーンは、国家共同体に相当する社会を、「より発達した」「より完全な」「社会のなかの社会」と表現した。この表現から類推すれば、グリーンは、右の意味での包括的な指導理念として、国家共同体を考えていたのではないか、と想像することも不可能ではない。しかしそう断定することは、国家が国家以外の諸社会の諸要求を前提にすべきことは強調しても、その逆のことを提言していないグリーンの状態を無視することになる。結局右の表現は、国家共同体の指導理念としての優越性を述べたものではなく、諸社会の諸要求を広く包含し、それらに最終的調整を施すという、国家共同体の「場」としての特性を述べたものと解さざるを得ない。つまり、諸要求を包含する広さの点で、またそこでの諸要求の調整が最終性を持つ点で、国家共同体は他の社会よりも「より完全な」社会なのである。

グリーンは確かに先にも触れた通り、統治機構としての国家の調整活動を強調した。しかしその活動が、調整原理として何らかの種類の共同体を持たなければならぬ、という意味のことは、一言もいっていないのである。従つてこのような立場からは、国家活動がいかに頻繁に、積極的に行なわれようと、それが常に国家共同体的観点に束縛され、それを行動基準として持たなければならぬ理由も成り立ち難くなる。実際、グリーンに関心は、国家共同体よりもはるかに多く、それ以外の社会に対して向けられていた。この社会の視点を政治理論のなかに組み入れた点に、グリーンは自らの功績を認めて

いたといつても言い過ぎではなからう。スピノザ、ホッブズ、ロック、ルソー、オースティン等の政治理論に批判的検討を加えた後で、グリーンは次のように述べて彼らに共通の欠陥を指摘している。「彼らは、社会の発展ということに關して、また社会を通しての人間の発展ということに關して、何らの探究もしていない。彼らは、最高の強制権力によつて規制された共同体についてのみ考察し、それとは違つた形態の共同体については、何らの考察もしていない。……彼らは、人が権利と義務を身につける過程を、すなわち、自然的でもないし、主権権力から引き出されてもいない権利と義務の意識を身につける過程を、見失つてしまつてゐる。彼らはただ、一方で最高の強制権力に、他方で自然権の帰属が認められる個人に注目するのみである。」近世以来の主要な政治理論が、いずれも最高の強制権力を持つものとしての国家と、自然権を持つものとしての個人の關係のみを考察の対象にし、社会の視点を欠いてゐたことを批判したこの自信あふれる言葉のなかに、グリーンの国家論の核心が示されてゐるとみることができる。

グリーンにとつては、自然権理論のもとではしばしば仮定されてきたような、強制一方の権力というものも、他者との關係を持たない個人というものも、考えられないものであつた。強制権力も個人も、共に共同善に奉仕し、それに支えられることによつて、初めて存在し得るものであつた。注意を要するのは、グリーンという共同善が、国家生活においてのみ成立する概念ではなく、様々な社会關係において成立する、いわば社会的な概念であつたことである。このような共同善概念に基礎づけられることによつて、社会の觀念はグリーン(2)の政治理論の中心になり得た。「社会」は個人に自己實現をもたらす価値になると共に、政治権力の善し悪しを判断する際の根拠にもなつたのである。こうしてグリーン(2)の政治理論においては、社会の領域の価値を、政治権力、すなわち統治機構としての国家の手で維持発展させることに力点が置かれるようになるのである。

グリーンが政治権力によつて守らうとした社会とは、「各人が自分自身を行為の作り手として意識するのと同じ意味で、

他人を行為の作り手として(「自我」として、自分自身が行為を決定する目的になるものとして)承認し、こうして全成員が、相互に等しい自由を認め合うところに成り立つものであつた。⁽²⁶⁾グリーンにとつては、國家活動の存在理由は、帰するところ、このような意味での自由な行為者から成る自由な社会を維持し、発展させるところに置かれていたといつてよい。

このように、自由な社会の価値を守ることに熱心である反面、グリーンは、「最高の強制権力によつて規制された共同体」すなわち、本稿でいう國家共同体に対しては、殆ど関心を向けていない。國家以外の社会に対するグリーン自身の関心が強かつた分だけ、あるいは、旧來の政治理論が右の共同体を重視した(とグリーンがみなした)分だけ、グリーンの政治理論では、この共同体への理論的関心が希薄になつてみるとみることもできよう。

以上のようにグリーンが、國家共同体を、独自の価値とまとまりを持つた社会として明確に把握していないとすれば、グリーンのいう「全体」も、そうした國家共同体としての枠を持たない全体ならざるを得ない。グリーンは、國家の役割が「全体の福祉」にあるとか、「成員の權利を全体として維持する」ところにあると述べているが、⁽²⁷⁾國家共同体を前提にした全体とは、結局は、諸社会の諸要求の総計、あるいは集積と一体化されてしまふのではなからうか。しかし単なる総計や集積は、意味のある、有効な國家活動を導くための基準にはなり得ない。勿論、眞の愛國心について強調し、近代國家を家族に類似した緊密な結びつきを持つものとして捉えていた⁽²⁸⁾グリーンが、全体を単なる総計や集積とみなすことに強く反対したたけらうということは、十分推察できる。しかしグリーンの心情と彼の論理とを一応切り離し、論理のみに従つて彼の國家論を押し詰めて行くと「全体」に関する右のような解釈に到達せざるを得ない。グリーンの國家論においては、彼の心情を十分に織り込んだ國家共同体の論理は、未完成のままに終つていたのである。

グリーンは、ホッブズ以來の近世政治理論を批判するのに急なあまり、あるいは、社会に重点を置いた自説の持ち味を鮮明にするのに急なあまり、旧來の政治理論が含んでいた國家共同体の觀念に、十分な注意を払おうとしなかつたといえるの

ではなからうか。しかし首尾一貫した、調和的で統一的政治をもたらすためには、どうしても国家共同体という、諸社会の諸要求を調整し得る基準が必要になる。これは常に変ることのない政治の道理である。社会の価値に注目し、社会を重視しなければならぬということは、国家共同体の価値を無視してもよい、ということではないはずである。尤も国家共同体の価値といつても、それは必ずしも、ヘーゲルやボーザンケツトが倫理的共同体としての国家に課したような、包括的な指導理念である必要はない。自律的な社会の価値を認めた上でなお政治の統一を失わないような、そういう国家共同体理論を作り上げることは、グリーンンの立場からも決して不可能なことではなかつたはずである。ただグリーンン自身が、その必要性を痛感していなかつたといえる。現代政治理論に対するグリーンンの国家論の貢献度を測定するためには、それが以上のような構造と問題点を含んでいたことにまず留意しておかなくてはならない。

三 グリーンにおける国家と社会

—グリーン解釈の種々相—

(一) 国家主義者としてのグリーン

右に示してきたように、グリーンは国家共同体についてよりも、それ以外の社会についてはるかに多くを語り、そうした社会の価値を守護するところに、統治機構としての国家の使命を認めていた。だがグリーンンの国家論を論評した著作のなかには、その点に全く注意を払わず、グリーンをヘーゲル流の国家主義者として解釈しようとするものもまま認められる。H・マルクーゼはその最もよい例である。彼は『理性と革命』でこう述べている。「イギリスの理想主義者たちの政治哲学は、ヘーゲルの『法の哲学』における反自由主義的な諸観念を採用した。トーマス・ヒル・グリーン T. H. Green からバーナード・ボーズンキツト Bernard Bosanquet にいたるまで、国家の独立的な原理や普遍者の優位がますます強調されてい

つた。自由主義の伝統は、自由な個人の社会的利害関係を国家構成のよりどころとしてきたのであつたが、それが無視された⁽²⁹⁾」

確かにグリーンに対するヘーゲルの深い影響を否定することはできない。しかしその影響は、マルクーゼがここで断定しているような種類のものであるとはいひ難い。ポーザンケットはともかく、グリーンは決して国家「それ自身の理想的な原理」⁽³⁰⁾を優先させ、自由な社会関係を無視するようなことをしていないからである。マルクーゼが右の立論の根拠として掲げているグリーン⁽³¹⁾の言葉を検討してみても、そのことは明らかである。「何故私は国家権力に服従しなければならないのか、と問うことは、何故私は私の生活が諸制度の複合体によつて規制されるのを認めなければならないのか、と問うことに等しい。そうした諸制度の複合体がなければ、私は私自身のものと呼び得る生活を全く持たないであろうし、なすことを求められていることが、正當か否かを尋ねることもできないであろう。」(Green, op. cit., p. 122.) グリーンのこの言葉は、『政治義務の原理』第一四節で述べられたものであるが、この節全体の趣旨は、個人が自分自身のものと呼び得る自由を実際に享受し得るためには、その自由を自他共に承認し合つている社会の成員でなくてはならない、ということにある。

その社会を特に国家と同一視して、グリーン⁽³²⁾の右の言葉を、国家がなければ権利の享受もあり得ないという意味に解釈するにしても、何も問題は起こらない。グリーンがこの節で論じているのは、国家に先んじた権利が認めらるかどうかの問題ではなく、権利が「現に存在」(real existence)するためには、どういう条件がなければならないかという問題である。権利が現に存在し、人が実際にそれを享受し得るためには国家が必要であるという命題なら、無政府主義者以外の誰もが認める真実であつて、これを認めることが、直ちに国家という普遍者の承認につながるわけではない。

またグリーンは、国家権力への服従の問題を、「諸制度の複合体」による規制を認めるか否かの問題として提出しているが、この諸制度の複合体なるものに、社会組織一般と區別し得る、何らかの特別な意味を与えているわけではない。従つて

グリーンはこの節で、国家権力への服従という言葉を使つてはいても、實質的には社会組織への服従の問題を論じていることになるのである。⁽³²⁾ 人が現実自由を享受するためには社会の成員でなくてはならないという命題なら、これは無政府主義者といえども認めざるを得ない平明な道理となる。従つて先のグリーンの言葉を、マルクーゼのように、国家という普遍者を認めたものと解することは、この言葉の置かれた文脈を無視した無理な解釈といわざるを得ない。

グリーンに対するヘーゲルの深い影響は、グリーンが「永遠意識」を認め、この意識が時間のなかで自己展開を遂げるところに社会的善の観念が成立する、とみていた点に明瞭に示されている。グリーンはいう。「諸観念が（諸個人の意識のなかにあるのとは）違つた仕方で存在し、活動すると考えることは、正当なことかもしれない。そしておそらく、そのことを深く考え抜くと、私達は社会的善の観念を、永遠で完全な意識から人間意識へ伝達されたものとして、すなわち、時間のなかでそれ自身を展開する意識として考えざるを得ないようになるのに気づくであらう。」⁽³³⁾ しかしグリーンが、このように社会的善の背後に永遠意識の作用を認めていたという事実から、マルクーゼがしたように、一足飛びに国家主義者としてのグリーン像を描かなければならない理由はない。

グリーンの歴史哲学は、少なくとも次の点で、ヘーゲルのそれと大きく隔たつていることに注意しなくてはならない。それはグリーンが、永遠意識の作用を認めながらも、それを人間の意識のなかにつなぎ止めようとしてしている点である。グリーンによれば、永遠意識を具現した社会的善の観念は、例えば国家が形成され維持される際に手段としての役割を演じた、最も利己的な人達の意識のなかでさえ、決定的に重要な要素となつては⁽³⁴⁾ いるはずである。あるいは、利己的な人達を動かした目的は、彼らの外部にあるのではなく、むしろ逆に、彼らを内的、精神的に規定していたともグリーンは⁽³⁵⁾ いう。

こうしたグリーンの言い方は、彼自身がそう明言しているわけではないけれども、明らかにヘーゲルの「理性の狡智」説を意識し、その批判に向けられたものと断定して差しつかえなからう。ヘーゲルは『歴史哲学』のなかでこう述べている。

「個人と民族との生命は各自自身の目的を追求し、その満足を求めながら、同時にヨリ高いもの、ヨリ以上のもの手段と道具となつてゐるが、彼らはこのヨリ高いもの、ヨリ以上のものとは何も知らず、無意にそれを実現してゐる。」⁽³⁶⁾ また彼はこういふふうにも述べてゐる。「世界史のなかでは人間の行為の結果として生ずるものは、それが目指し、求めたものの、それが直接に意識し、また意欲したものと全くちがつたものだということである。……もつとも、この結果も元來その関心のなかに内在していたものではあるが、ただ人間の意識と意図のなかに現われてはいなかつたのである。」⁽³⁷⁾

グリーンにとつては、このような、人間の意識によつて捉えられていない行為は、道徳行為と呼ぶことのできないものであつた。国家をそうした行為の産物とみなすことは、国家を道徳的な組織体とはみずに、これを自然的な組織体として扱うことを意味する。グリーンはそのような見方に反対してこう述べてゐる。「道徳的行為は、単にある目的を達成し、ある觀念を実現し、ある機能を果たす行為ではなく、行為者の側の觀念によつて、行為者の抱くある目的なり機能なりの概念によつて、決定される行為である。従つて、国家を生み出し、維持する人達の側に目的の意識がなければ——しかも、国家それ自体の奉仕している目的と原理的に同一な目的の意識がなければ——、国家は道徳的行為とは反対の、単なる自然的行為によつて生み出され、維持されるものとなる。」⁽³⁸⁾

国家を人間の道徳行為の産物とみるグリーンの立場からは、国家の実現している目的は、同時に国家を支えている人達の考へている目的でもあり、両者の間に食い違いはあり得なかつた。マルクーゼは、「グリーンがこの普遍者を、人間の行為や情念を通じてはたらく歴史的な力として、理解しようとするとき、かれは、ヘーゲルの哲学の内的なモティーフに遙かにいつそう接近しているのである」といつてゐるが、グリーンの立場からは、この行為や情念は決して盲目的なものではなく、個人の意識内で国家目的による統制を受け、その支配に服しているものになるはずである。「それ自体においては悪と考へられる人間の行動が、善のために『支配』される」ことを認めるグリーンは、その直後に次のような言葉を續けている。

「そうした『支配』には、神秘的なところや、不可解なところは何も無い。『支配』によるものと認められる結果のなかには、通常の自然の過程に属する一切の結果と同様、原因のなかになかつたものは何も無い。そしてその原因は、実際に存在したもので、われわれが十分にそれを理解すれば、存在していることが知られるようなものである。」⁽⁴⁰⁾グリーンはこのように述べて、善による支配が、個人の意識を越えたところで行なわれるのではない、ということを強調しているのである。

上述の通り、グリーンにとつては、国家目的とは取りも直さず、個々人の意識によつて捉えられた国家目的であつた。そしてその国家目的の内容も、統治機構としての国家や国家共同体を高揚するところではなく、既に示したように個々人の権利、及びそれと不可分な社会を擁護するところに求められた。⁽⁴¹⁾要するにグリーンは、永遠意識の作用を人間の意識にしっかりと受け止めさせようとした点で、ヘーゲルから隔たつているし、社会的善を具現した諸集団のなから、とりわけ優越的な地位を占める集団を選び出していない点でも、ヘーゲルと異なつていといえよう。しかし、優越的な集団を設定しなかつたことは、グリーンの名譽に属することとしても、国家活動の基準を明示しなかつた点は、前述の理由から、やはりグリーン⁽⁴²⁾の国家論の弱点であるといわざるを得ない。グリーンとヘーゲルとの相違は、グリーンが右の基準を不分明のままに放置することによつてよりも、これを鮮明にすることによつて、より一層明白になつていと思われる。

(二) 体制順応主義者としてのグリーン

グリーン⁽⁴³⁾の国家論の価値を認めようとする見解としては、グリーンをヘーゲル亜流とみる上述の解釈の他に、彼を典型的な体制順応主義者として捉えようとするものがある。例えばD・ジェルミイノは、グリーンが「積極的自由」の観念を主張したことは一応評価しながらも、「結論において、彼が極端に臆病である」⁽⁴⁴⁾点に非難を集中している。ジェルミイノがそう断定する根拠としてあげるのは、グリーン⁽⁴⁵⁾の次の言葉である。「一般的にいえば、疑いもなく悪法さえも、すなわち共同

体の利益とは反対の、諸階級や諸個人の利益を代表している法さえも、服従を受けるべきである。そうした法が権利を侵害しているという理由で、その廃止が主張されている時でさえ、それに従わない権利は存在し得ない。何故なら、一切の権利を基礎づけている公共の利益は、反対をあびている法が不当におさえている、諸個人や諸階級の力の行使によりも、法に対する一般的な服従により多く関係しているからである。」(Green, op. cit., p. 150.)

この考え方を批判して、ジェルミイノは次のように述べている。「この分析を通して、グリーンはいち早く、*法と秩序*を擁護するための細工をしている。一度*一切の権利を基礎づけている* (何故一切の権利なのか——ユニークな存在としての能力を持つという点での人間の権利は、存在してはいいのだろうか。) *公共の利益*が、社会的正義よりも、*法に対する一般的な服従*とより多く関係していると宣言されれば、*シットイン*、及びその他の市民的不服従の抗議活動——人種的不公平、旧式の制度組織、耐え難い戦争に対する抗議活動——を含んだ現代の諸問題に関して、グリーンがどこに位置しているかは明らかである。」そしてジェルミイノは、このようなグリーン的前提に立つ限り、自由主義が急進主義者の創造的な洞察を吸収することは全く不可能になる、と説いている。⁽⁴³⁾

ジェルミイノがここでグリーンを分析するためにとっている手法は、グリーン自身の観点や価値観に十分注意を払いながら、彼の所説の位置を測定する、というものではない。グリーン自身の思惑は一顧だけにせず、自己の信奉する絶対的な価値基準のみを押し立てて、これに全面的に合致するかどうかで(どの程度合致するかですらなく)、グリーンを評価しているのである。このような一方的な論断が、果たして過去の思想をみる場合に妥当なものといえるのかどうか、ジェルミイノの依拠している手法そのものが適切か否かを、まず問題にすることはできる。しかしここではその問題に深入りせず、ジェルミイノによつて提起されたグリーン非難が当たっているかどうか、ということだけを考えてみよう。

ジェルミイノの批判の第一点は、権利のなかには「公共の利益」に基礎づけられるものばかりではなく、「ユニークな存

在としての能力」に基づくものもあるのではないか、という点にある。だがグリーンは、ジェルミイノの予想に反して、この能力を決して無視してはいない。この能力の行使を求める要求こそが、権利の基礎を構成しているということを明言しているのである。グリーンによれば、権利には「二つの側面」があり、一つが「個人の合理的本性から生じてくるもので、何らかの能力の自由な行使を求める個人の要求」であり、他の一つが「社会によるそうした要求の容認、すなわち、そうした要求を実践するために社会が個人に与えた力」である。⁽⁴⁴⁾つまりグリーンは、個々人が、ジェルミイノのいう「ユニークな存在としての能力」の自由な行使を求めるところに、権利の発生源を認めていたといえる。ただグリーンは、ジェルミイノと違って、この欲求のみに依拠して権利が成立するとは考えていない。この欲求のなかで、「公共の利益」の観点から社会的承認を得たもののみが、権利としての地位を獲得することになるのである。⁽⁴⁵⁾

ジェルミイノが暗示しようとしているように、グリーンは一切の権利を公共の利益によつて基礎づけているが故に体制順応主義者である、とみることはできない。注意を要するのは、グリーンが権利の発生源を既に示したように自由な社会に、あるいはさらに遡つて個人の要求に求めている点である。このグリーンの見方に従えば、われわれは権利の内容を豊富にするために、さらには新権利を創設するために、積極的に活動して一向に差し支えないことになる。勿論グリーンのような、権利が社会的承認によつて最終的完成品になるとすれば、そうした活動によつて、われわれは直ちに権利を手に入れることはできないかもしれない。しかしともかくも既存の体制の不備を指摘し、それに批判や抗議を投げかけ、その改正を求めることは、グリーンの権利論の立場に反しないばかりか、むしろその趣旨に合致したことにもなるのである。「グリーンはその自由主義の立場にもかかわらず、自由主義的な社会観とは基本的に重要な点で意見を異にするあらゆる家や社会批評家に対して、実際の共感も持っていないのである」というジェルミイノの⁽⁴⁶⁾批評は、グリーン⁽⁴⁶⁾の権利論の全体を理解していないところから生じた謬見である。グリーン⁽⁴⁶⁾の権利論の趣旨は、あらゆる家や批評家の発言を排除するところにあるのではな

い。彼らには積極的に発言させて、その発言のなかから、権利となるのに値するものとそうでないものとを、公共の利益とか共同善の観念に基づいて識別せよ、という命題こそ、グリーン の 権利論から引き出されるべきものであろう。そのような識別をしなければ、権利と恣意(あるいは集団的恣意)を区別することは不可能になるのである。

ジェルミイノによるグリーン批判の第二点は、「公共の利益」は「法に対する一般的な服従」によつてよりも、「社会的正義」(social justice)に従ふことによつて、よりよく確保されることもあるのではないか、という点にある。この社会的正義についてジェルミイノは特に説明していないけれども、前に掲げた引用文(註43)の文脈からいえば、各種の抗議活動の言い分がそれに当たると解される。従つてグリーン的な表現に移し変えらるゝと、それはあるグループや組織のなかでは承認されているけれども、まだ法的承認を受けていない権利である、ということができよう。既に示してきたように、グリーン の 国家論においては、統治機構としての国家が前提にしなければならないのは、このような意味での、各種の社会で成立する権利であつた。従つてグリーンが、ジェルミイノのいわゆる「社会的正義」の主張を肯定していたことはいうまでもない。

グリーンが『政治義務の原理』一四四節で考察しているのは、右の意味での権利と、法的承認を受けてはいるが、階級や一部の人達の利益を擁護している権利との対立相克の問題である。グリーンが嫌悪するのは、このいわゆる社会的正義の名のもとに、一部の人達の恣意や勝手気ままが横行し、人々の遵法態度が失われることであつた。例えば、一部の工場主の利益を守るために、ある種の製品の輸入を禁止する法律があつたとする。これは明らかに悪法であるが、そうかといつてその製品を密輸する権利は認められない、とグリーンは⁽⁴⁷⁾いう。密輸者はただ単に自分の個人的な利益のために行動しているに過ぎない。法の侵犯が侵犯者の個人的な利益のために行なわれるなら、それは公共の利益によつて正当化され得ないし、従つて権利としても擁護され得ない、というのが⁽⁴⁸⁾グリーン の 言い分である。これに対して悪法を踏みにじつてもよいのは、例えば奴隷制に関してみられるように、「公衆の良心が、今迄法的権利が否認されてきた一団の人達に、権利能力を承認するよ

うになつた」のに、力のある階級が、自分達の利益のために法の變更を阻止しているような場合である。そのような場合には、法を侵害しても、人々の「法を遵守する習慣」が破綻してアナキーを招来することはない、とグリーンはいう。⁽⁴⁹⁾

要するにグリーンは、公共の利益とジェルミイノのいう「社会的正義」との関係について、ジェルミイノよりはるかに緻密な考察をしているといえる。悪法の改正を求める「社会的正義」が、まだ公衆の良心によつて担われていない時には、改正を要求する者は、公衆の支持を得るよう努める一方で、悪法が廃止されるまではそれに従わなくてはならない。そうでなければ、一部の反対者から悪法の烙印を押された法は（いうまでもなく、全ての法はその可能性を蔵している）、服従を確保することができなくなり、悪法よりもつと悪い無法、無秩序の状態が出現して、公共の利益を実現することは不可能になるからである。⁽⁵⁰⁾これに対して、「社会的正義」が公衆の良心に担われ、それと同一化されてもなお悪法が存続している時は、それを侵害することが、むしろ公共の利益にかなうことになる。その時には、「法に対する一般的な服従」と「社会的正義」の遂行との間には、何の亀裂もないからである。グリーンは「社会的正義」に関する考え方を要約すると、ほぼ以上のようになる。勿論現実には、果たして「社会的正義」が公衆の良心に担われ、それと一体化するようになったかどうかを正確に判断することは、かなり困難なことである。しかし両者を一致させる努力がなければ、効果的な改革がなされないことも事実である。

グリーンが法と秩序を重視していることは、ジェルミイノの指摘する通りである。グリーンは決して革命家ではなかつたし、自ら革命家を志してもいなかつた。しかしそうであるからといつて、グリーンを体制順応主義者と断定してしまふことは早計である。彼は法と秩序を重視してはいるが、決してその内容を固定して踏襲せよとはいつていないからである。むしろ今迄みてきたところから明らかなように、「能力の自由な行使を求める個人の要求」や、いわゆる「社会的正義」をてこに、法と秩序の内容を改変して行くことを認めているのである。

そのようなグリーンの方々は、彼が積極的な国家活動の必要性を具体的に述べた個所にはつきりと示されている。周知の通りグリーンは、初等教育、保健、住居、人口増、土地所有といった問題から、労働力の売買、労働時間、工場や鉱山の衛生施設等の問題に至るまで、「殆どの国家が今迄無視してきた多くのこと」に、これからの国家は介入して行くべきであるといつた。⁽⁵¹⁾そしてその根拠を彼は、「それを欠いては、人間能力の自由な行使が不可能になるような諸条件を維持する」という国家の使命に求めているのである。こうしてグリーンは、中央集権の推進には強く反対しながらも、国家が「社会の迷惑」になつたり、「社会の道徳的な力」を低下させる行為を防止して、一般市民の「強力な友人」にならなければならぬ、と説くのである。⁽⁵³⁾

こうしたグリーンの方々の考え方に従えば、国家活動は結局、個人や社会の必要に応じて展開して行くことになる。尤もその必要とは、好むことを何事でもなすためではなく、グリーンの方々の有名な言葉に従えば、「なしあるいは享受するに値すること」を、「他人と共同でなしあるいは享受する」ためのものである。⁽⁵⁴⁾グリーンにとつては、このような意味での社会的必要こそ、積極的な国家活動を呼び起こす原動力であつたといえる。要するに、グリーンの方々の想定していた国家は、ジェルミイノの断定とは全く逆に、個人や社会の必要に対して開かれた国家であつたといふことができる。そういう意味では、グリーンはむしろ急進主義者と呼ばれて然るべきであらう。

それではグリーンの方々の家論は、体制順応主義を生み出す要素を全く持つていなかった、といふ切ることが出来るだろうか。答は否である。しかしそれは、ジェルミイノの方々の掲げる理由とは全く正反對の理由による。つまり、個人や社会の要求が容れられないからではなく、それらの要求を調整し得るだけの自立的で明確な国家共同体の理論が、グリーンの方々の家論にはないからである。既に指摘してきた通り、グリーンの方々にとつては、国家が前提にしなければならないのは、国家共同体以外の社会であり、そこから生じる諸要求であつた。しかも「防止法を真に効果あらしめるのに必要な社会感情が起こるよりも前

に、防止法の制定を企てることは、常に誤りである⁽⁵⁵⁾」というグリーンという言葉が示しているように、法律は社会感情に応じて制定されるべきもので、決してそれに先行すべきものではない、と考えられていたのである。いい換えれば、国家は社会に対して受身の関係に立たされており、主導権は常に社会の方に委ねられているのである。

このような関係のもとでは、社会の方が進取の気性に富み、広い視野を持ち続ける限り、体制順応主義的な政治が生み出される恐れはない。しかし社会の方が改革への意欲を失い、自己の利益のみを追求するようになると、主導権を持たない国家の方には、そうした状態を開閉する術がないのである。⁽⁵⁶⁾グリーン⁽⁵⁶⁾の所説には、国家共同体を一つの社会としてみる発想は明らかに存在していたが、その社会を、統治機構としての国家が直接対象にする唯一の社会として捉える着想には乏しかったといえる。そのために、グリーンの前提に従えば、国家が、国家共同体という独自の立場から諸社会の諸要求を調整したり、そうした立場から諸社会に働きかけたりすることが難しくなる。従つて国家が、国家共同体の立場を踏まえて社会の保守性を矯正していくことも困難になる。

グリーンは、国家活動を生み出す原動力としての社会を重視したが、その社会のなから国家共同体という独自の社会を識別し、それを統治機構としての国家に担わせるということをしなかつた。つまり統治機構としての国家は、自己の拠るべき独自の行動基準を与えられていないのである。あるいは、国家は積極的に活動すべく期待されているが、そのための理論的根拠を与えられていない、というふうないうこともできよう。体制順応主義というのは、何も国家権力が強大な時にのみ起こるものと解しなければならぬ理由はない。それは、国家が存分に活動し得ない時にもまた発生し得るものである。グリーン⁽⁵⁶⁾の国家論のなかに読み取ることができるのは、この後者の意味での体制順応主義であらう。

(三) 社会主義者としてのグリーン

これまでに示してきたように、グリーンの家論の重点は、統治機構としての国家と、それを動かす原動力としての社会の關係に置かれていた。グリーンの家論を何らかの意味で肯定する論者は、殆ど全てこの点に注目し、社会的必要に敏感な国家を構想したところに、グリーンの功績を認めようとする。このような観点からのグリーン解釈を最も要領よく提示しているのは、H・J・ラスキである。彼は、自由主義の教義のなかに、積極的な国家概念を導入すべきことを説いた思想家として、マンニュー・アーノルド、トクヴィル及びドイツの講壇社会主義者と並べてグリーンの名前をあげ、彼らの国家理論が受け入れられたことで、一九世紀後半のヨーロッパは革命の危機を回避できたという。それでは彼らの国家理論の基本原理解は何であつたか。ラスキによればそれは、生産手段の私的所有を確保持する一方で、貧しい人達の全般の利益のために、とりわけ、その賃金だけでは快適で合理的な生活水準を確保できない人達のために、国家の手で私的所有の結果を規制しなければならぬ、ということである。このような原理に基づいて、「大衆の利益を計るための累進課税」という考え方が自由主義思想のなかに定着し、こうしていわば財産所有者からの「身の代金」に依拠した「社会奉仕国家」が出現することになつたといふ。⁽⁵⁷⁾

グリーンが国家の機能を社会奉仕 (social service) に求め、従つてまたマルクスとは違つた意味での社会主義を唱道したとみる点で、多くのグリーン論は一致している。例えばR・G・ゲッテルは、グリーンを極端に走ることはないイギリス社会主義の祖として位置づけ、⁽⁵⁸⁾ C・プリントンは、今日の準社会主義的イギリスを形成した指導的人物とみ、⁽⁵⁹⁾ さらにF・A・ハイエクも、古い自由主義から穩健な社会主義への転換を促進した哲学者とみなしているのである。⁽⁶⁰⁾ また浩瀚なグリーン論を書いたM・リヒターは、特にグリーンの宗教的背景に注目し、グリーン理想主義が広教会派の基盤に立脚したものであることに注意を促す。リヒターによれば、グリーンは、そのような意味での理想主義的概念を用いることで、マンチェスタ

一学派の理念を踏襲しながら、それを新たな状況に適應させようとした。そしてそうした立場によつて生み出されたものは、「教義なき社会主義」であるといふ。⁽⁶⁾ グリーンとその後継者アーノルド・トインビーの果たした役割について、リヒターは次のように述べている。「グリーンとトインビーに大きな力を与えたのは、彼らの作つた国家活動に関する定式の嚴密さではなく、自己犠牲と博愛を通して示されていた当時の宗教的願望に対して、彼らが、社会改革の形ではけ口を与えたという事実であつた。」⁽⁶⁾

「社会奉仕」や「社会改革」をもつて社会主義と呼ぶならば、確かに右の諸見解に示されているように、グリーンは、マルクス主義とは別種の社会主義の提唱者とみなされよう。しかしここでも問題になるのは、グリーンが、国家共同体という明確な活動基準を持つていなかつたことである。グリーンの説く「全体」が、国家共同体という枠を持たないものであるとすれば、それは容易に諸社会の諸要求の総計と一体化されてしまうこと、そして単なる総計は、意味のある国家活動を導き得ないこと、これらのことについては既に指摘した。つまり、政治が右の意味での、まとまりのない「総計」に基づいて行なわれるなら、それは常にその時々々の社会的必要に引きずられ、様々な社会の様々な要求の間に分断されてしまうことにもなりかねないのである。このような状態の下では、真に効果的な社会奉仕や社会改革はなされない。あるいは、社会改革の名の下に、統治機構としての国家が、有力社会集団の言いなりになり、その支配下に置かれるといった事態も起こり得よう。従つて、社会奉仕や社会改革を主張した社会主義者としてグリーンを捉えることは、グリーンが国家論の持つ歴史的意義に着目した捉え方ではあるが、しかし決して彼の国家論そのものを高く評価することではないのである。

確かにグリーンが、国家による社会奉仕を強調し、リヒターの指摘するように、当時の社会改革熱を鼓舞したことは事実である。従つて、グリーンから社会主義者としての一面を引き出すことができるのはいうまでもない。しかし、グリーンが究極の理想として望んでいたのは、果たして右の意味での社会奉仕であり、社会改革であつたのだろうか。彼は実際に、今

日の社会主義的な、あるいは福祉国家的な体制を理想の体制とみなしていたのだろうか。問題をそういう形で提起してみると、社会主義者グリーンとはまた違ったグリーン像が得られるように思われる。

ラスキヤリヒターの解釈では、社会主義者グリーンの真髄は、彼が貧しい一般大衆の救済を可能にした点に求められている。つまりグリーンは、財産所有者からの身の代金により、あるいは犠牲心と博愛心により、救済さるべき対象として一般大衆をみていたことになるのである。しかし大衆を、このようないわば一方的な「受益者」とみなす発想ほど、グリーンの真意から隔たつたものはない。グリーンが究極の理想としたのは、諸個人の自発的な活動であり、国家業務への積極的な参加であつた。グリーンの次の言葉は、彼がいかに一方的な受益者の立場を嫌悪していたかを余すところなく示している。

個人の国家に対する関係が、個人が自らの人格及び財産の権利を行使する際に、受動的に保護を受け取るという関係である限り、よりよい意味での愛国心を形成する、国家の職務へのあの活発な関心は、到底起り得ない。個人が受動的な保護の受け手である限り、彼は国家の保護に対して何の感謝も捧げることはないだろう。彼は国家の保護を当然のことと考えるようになり、国家が彼に、何らかの異例な奉仕や支払いを求めるといふ形で及んできた時にのみ、それを意識することになる。そしてその際には、彼はある種の償まをもつてそれを意識することになるだろう。彼がより高度な政治義務感を持つことができるためには、国家の業務に加わらなくてはならない。彼は自ら、最高権力を持つ議会とか、地域の議会の議員として行動することにより、あるいはそうした議員に投票することにより、彼が服している法の作成と維持に、直接または間接にあずからなくてはならない。そうであつてこそ彼は、国家の業務全体を考慮することを学ぶようになり、また、彼が国家の業務に加わつていなかったとしたら、彼の特殊な経験の導きで、彼自身と、彼の周囲の権利維持に役立つ一部の国家業務にのみ払つていたと思われる関心を、全体に対して向けることを学ぶようになる。⁽⁶³⁾

「個人が受動的な保護の受け手である限り、彼は国家の保護に対して何の感謝も捧げることはない」という思想は、グリーンの政治理論の重要な柱である。彼がスピノザやホッブズ等の自然権思想を批判するのも、その考え方の下では、「個人は社会から引き出していないある種の権利を、自ら社会のなかに持ち込んだ」と仮定されているため、個人は国家に保護されていながらも、国家に対して根深い侮蔑感を持つようになるからである。そのような状態を防止するために、グリーンは

自然権思想に基づく権利観を批判し、同時に諸個人の国家業務への参加を力説するのである。⁽⁶⁵⁾

尤もグリーンは、代議制を通しての諸個人の国家業務への参加が、容易に達成されるとは考えていない。グリーンによれば、近代国家は規模の点から、直接民主制に代えて代議制をとらざるを得なくなるが、国民の間に同質性やコミュニケーション手段の欠けている国では、この方式の確立は殆ど不可能になるし、右の条件を満たしている国では、権力の大半は、国民のコントロールから切り離されて、行政権を持つ者の手に委ねられるようになるという。従つてこれらの国々では、古代国家や例外的に発達した近代国家と比べると、市民的活力の低下がみられるとグリーンは⁽⁶⁶⁾いう。

代議制確立に伴う以上のような困難を認めながらも、グリーンは次のように述べている。「しかしこれは、市民権への要求を、全ての人の要求として承認したことの代償として、われわれが堪えなければならない一時的損失である。」グリーンにとつては、代議制を通しての諸個人の政治参加は、たとえ市民的活力の一時的低下という代償を支払つても確保しなければならぬものであつた。代議制に代えて単一の強制権力を置くことは容易であるが、そういうことをすれば「個々の市民の積極的協力」を確保することは、いよいよ難事となるのである。⁽⁶⁷⁾要するにグリーンに従えば、市民の積極的協力を得るところこそ、政治の最も大切な要件であつた。近代国家の諸条件の下では、その要件を完全に満たすことは困難ではあつても、代議制による政治参加を確立することによつて、少しでもそれに接近することは可能である。これがグリーン⁽⁶⁸⁾の抱いていた信念であつたといえよう。

このいわば「協力政治」の方式が、グリーン⁽⁶⁹⁾の政治理論に含まれていることに注目しなければならない。これは、国民を国家の保護の受け手としてのみ考へる、いわば「サービスピリット」の方式とは違い、国民からも国家へのサービスを求めるものである。グリーンは、例えば公衆衛生とか教育とかが、諸個人の自発的な活動によつて提供されている社会の方が、そうした目的を法の強制で確保している社会よりも優れていることを認めた上で、次のように述べている。「そうした社会状態

が達成されるまでは、年少の市民が眞の自由に必要な健康に恵まれ、眞の自由に必要な知識を持つて成長するために、國家がなし得る限りの最良の保護をすることが、國家の任務である。」つまりグリーンは、國家のサービス活動を強調したけれども、それは決して國家のサービスそれ自体に最高の価値を認めただけではなく、そのサービスを通して、自発的な社会を育成することを目指したからであつた。換言すれば、國家からのサービスを通して、國家や社会に対して自発的なサービスを提供し得るだけの國民を育成すること、これこそがグリーン のねらいであつたといえよう。

グリーン の政治理論のなかには、彼を福祉國家論の先駆として位置づけることを可能にする側面は確かに存在していた。しかしその面だけに目を奪われることは、彼の眞の意図を見過ごしてしまふことになる。グリーン 自身の究極のねらいは、今日の福祉國家のもう一步先のところに置かれていたといつてよい。このグリーン が究極において目指していた政治を「協力政治」と命名しても差し支えなからう。グリーン の國家論を根本のところ支えていたのは、この協力政治の構想であつたといつても過言ではあるまい。現代政治に裨益する点を多分に含んでいるのは、グリーン の抱いていたこの構想である。

四 グリーン と協力政治

既に述べてきたように、グリーン の描く理想の國家は、一般市民の「強力な友人」となつた國家であつた。そしてグリーン は、そのような國家と一般市民との協力のなかに、政治のあるべき姿を求めていた。しかし度々指摘してきたように、グリーン の國家論では、國家の依拠すべき独自の活動基準が明示されていない。そのために、仮にこれを實地に適用した場合、國家と市民との円滑な協力関係を妨げる面が出てくるのではないかと思われる。様々な社会集団に依拠して、様々な要求を投げかけてくる市民に対して、國家が國家共同体という基準に依拠して対処し得ないとすれば、その國家は、必ずしも市民から信頼される強力な友人にはなり得ない。國家が市民から眞の友人として遇されるためには、諸社会の諸要求の間に

引き回されることのない、独自の活動基準を国家に与えてやらなくてはならない。国家の持ち分がはつきりすることで初めて、国家と市民の協力関係はスムーズに進捗し、相互の友好も促進されることになるのである。

もしもグリーンが、国家共同体を諸社会の集積としてではなく、一つの独自の社会として明確に認識し、さらに統治機構としての国家をその社会の機関として捉えていたなら、グリーンが目指した協力政治の方向は、より一層鮮明になつていたと思われる。つまり、国家は、諸社会の諸要求を吸い上げる明白な基準を与えられるとともに、その基準に依拠して、諸社会に積極的に働きかけることも可能になるのである。先に触れたように、グリーンが国家論では、国家が社会に対して受身の関係に立たされ、主導権が社会の方に委ねられているのは、国家が、国家共同体という特定の社会のための機関として、明白に捉えられていないからである。国家も特定の社会を代表するものとすれば、諸社会の間に価値的な優劣をつけたいグリーンの前提に従う限り、国家が自らの立場を踏まえて、他の社会に能動的に働きかけても、何ら差し障りは生じないはずである。こうして社会は国家に、国家は社会に活発に働きかけることで、ダイナミックな協力関係が形成されることになるのである。

この国家と社会の相互交渉は、グリーンが国家論の趣旨に従えば、次のような形をとつて展開されることになる。まず第一に指摘できることは、共同体のなかで特に優越的な地位を占めるものをあげていないグリーンが立場からすれば、右の交渉の過程で国家の意見のみが常に貫徹されるということはあること⁽⁶⁹⁾であり得ず、結局国家意志は、国家と社会の双方の合意によつて決定されなければならない⁽⁷⁰⁾、ということである。第二に、一般市民を指導したり、強制したりし得るような特別な人、あるいは人々の階層を考へていない⁽⁷⁰⁾グリーンが立場からすれば、右の合意は、結局多面的な討論によつて導き出されるものと解しなければならなくなる。

政治理論の歴史の上では、大衆の政治的能力に対する不信感から、大衆を指導あるいは強制し得る特別な地位を設定し、

そうすることで大衆の権力行使を制限しようとする試みがしばしば現われている。近世以降グリーンンの時代に至るまでの政治理論で、特に民主主義の発達に貢献したものに限つてみても、多くのものは、一般市民を導き得る特別な地位、資格、階層等を考え出しているのである。例えばロックは、立法権に最高の権力を認めながらも、他面において、法の指図を待たずに、あるいは時としてそれに背いてまでも、社会の全成員の保全のために行動できる国王の大権を承認していた。⁽⁷¹⁾ またルソールは、主権者である人民（立法権者）に対して、一般意志を正しく認識させ、「欲することを教えてやる」役割を担うものとして立法者を置いていた。⁽⁷²⁾ さらに代議政治を擁護したJ・S・ミルが、高度の知性を持つ人達に複数投票の権利を認めて、労働者階級の政治的進出を抑制しようとしたことも知られている。⁽⁷³⁾

グリーンは政治制度に関する詳しい記述を残してはいない。しかし、選挙権そのものを極めて高く評価する彼の態度から推察すれば、彼が参政権者の上に位するような、何らかの特別な存在を容認したとは思われない。イギリスでは一八六七年に第二次選挙法改正が議会で可決され、大半の都市労働者に選挙権が与えられることになったが、グリーンはさる晩さん会の席上で、自らこの議会改革のために祝杯をあげることを提案し、この改革を党利党略的な観点からみることの非を説いて次のように述べたという。

そうした問題に関して、誰が勝つたかとか、誰が負けたかといったことをいうのは、無意味なことであります。勝者は、ホイッグとか、保守党とか、急進派といった政党ではありません。全国民が、私達を初めて一体の国民にする法案で、勝利を収めているのです。改革者である私達は当初から、国民に選挙権を与えること、そのこと自体が目的であるとか常についてきました。私達は、市民権のみが道徳人を作り出すということを、そして市民権のみが、他人を敬う真実の基礎であるあの自尊心を与え、また、それがなければ永続的な社会秩序も真の道徳もなくなる、あの自尊心を与えるものであるということについてきました。そしてそのために、大いに嘲笑されてきました。国民に選挙権を与えることから、どんな結果を期待しているのかと問われた時には常に、それは当面の問題ではない、人間の脚を束縛から解放せよ、そうすれば人間がどう歩むかを熟考する時がくるであろう、私達はそういつてきたのです。⁽⁷⁴⁾

国民への選挙権の賦与をこれ程熱心に説いた思想家としては、グリーン以前にはベンサムの名前があげられよう。ベンサムは、成年男子に選挙権を与えることで、共同体全体の利害を反映した議会を作り、選挙時を除いて、その議会に最高の決定権を委ねようとした。⁽⁷⁵⁾ A・H・バーチの見解に従えば、ベンサムのねらいは、議会を国民全体の利害の「縮尺図」にするところにあつた、ということが出来る。⁽⁷⁶⁾ しかしこのような、いわば国民共同体のミニチュアを作るための選挙権というのは、グリーンの推奨する選挙権とは性格を異にしている点に注意しなければならぬ。グリーンにとつては、政治に対する市民の積極な参加と協力を確保するために、選挙権はなくてはならないものであつた。しかしベンサムにとつては、選挙権はそのような意味を持つものではなかつた。ベンサムは、選挙によつて国民共同体を正確に縮尺した議会を作れば、後はその小世界のなかで、国民の利益は自動的に実現されるとみていたのである。⁽⁷⁷⁾ 従つてこうした立場からは、市民の政治への積極的な参加も協力も、特に必要とされていなかつたとみることが出来る。グリーンは、選挙権の拡大を求める点では、ベンサムと軌を一にしたがらぬ、市民の参加と協力による動的政を構想した点で、静的政治観に立つベンサムとは異なつていたといえよう。

要するにグリーンは、一般市民を導くことのできる特別な共同体や特別な人を置くことよりも、選挙権をできる限り拡張することの方を望んでいた。そして国家には、社会的必要を積極的に吸い上げる機能を負わせていた。このような考え方に立てば、国家意志は当然、多面的な討論によつて形成されることになる。⁽⁷⁸⁾ そして政治は、特定の人、あるいは人々のサークルの判断のみに依拠した静的な事象ではなくなり、共同善を追求するための多様な討論と協力の方式に支えられた、動的な事象として捉えられるようになるのである。

グリーンはこのような協力政治の構想を持つ一方で、主権という強制的な権力も認めていた。それでは、この両者はどのようなに関わり合うべきものなのか。グリーン自身は、この問題に関して必ずしも満足すべき解答を残してはいない。そうし

得なかつたのは、グリーンが、自らの国家論に内包されていた国家共同体の觀念にしっかりと脚を与え、これを自立させようとしなかつたからである。⁽⁷⁹⁾ グリーンの前提に則していえば、国家共同体は、国民共同体という、人間の自己実現の母体となる自然な統一体を、より効果的、意識的に統一するために作られた社会になるはずである。そして国民共同体というのは、その成員にとつては、實質的に選択の自由のない、唯一つしかない社会であるから、それを統治するための国家共同体も、当然同様な性格を持つことになる。

このような選択の自由のない社会においては、いかに成員間の討論を尽くし、協力を促進する形で意志決定がなされても、その決定に何らかの意味で反対する少数者が常に残存することになる。これに対して、選択の自由の上に成り立っている社会では、社会と成員の間に相互に淘汰が行なわれるため、支持者のみをその社会の成員にすることも可能となる。統治機構としての国家は、このような淘汰の行なわれない、従つて常に少数の異端者を含んだ国家共同体を対象にしなければならないところから、その異端者を国家意志に従わせるための、特別の強制力を必要としている、とみられよう。逆にいえば、国家意志を実行する際には、他の意志を実行する際にはみられない特別な強制力が伴うだけに、国家意志を形成する際には、特に優越した人も集団も置かず、できるだけ多くの討論や協力を引き出すことが肝要になる、ともいえよう。グリーンの主権論の趣旨は、このような考え方に基⁽⁸¹⁾づいて、できる限り自由な国家意志を形成し、それを市民に受け入れ易いものにするところにあつた、ということができ⁽⁸¹⁾る。尤も国家意志の形成がいかに自由になされようとも、それによつて主権という強制力が不要になるということはあり得ない。それは、統治機構としての国家の対象が、国家共同体という、選択の自由のない社会であるところから出てくる当然の帰結である。グリーンが、この国家共同体という特殊な社会を明確に把握していたなら、協力政治の必要性も主権の必要性も、より鮮明な形で提示されていたと思われる。

このような限界を持つてはいても、グリーンの抱いていた協力政治の構想は、右にみてきたように、政治思想史の上で独

自の地位を占めているだけではなく、現代政治に適用し得る指針をも含んでいると思われる。現代政治の特徴の一つは、国家機能が拡大し、国家のサービス活動が増大した反面、国民が単に、国家のサービスの享受者としてのみ位置づけられる傾向が生じたことである。J・タスマンの批判する「市場民主主義」も、このような傾向を反映したものとみることができよう。タスマンによれば、現代民主主義のもとでは、市民は本質的に私的目的を追求する者として捉えられ、その結果、政治の領域も私的目的追求のためのゲームの場とみなされるようになったという。この「市場民主主義」の構想に従えば、恐らく最良の政治とは、市民が選挙市場を通して、私的目的に関する選択肢をできるだけ多く与えられた状態を指すものとなる。そしてこの図式のもとでは、市民は単にサービスを提供されるだけの消費者として、また提供されたサービスを選び取るだけの受動的な役割を果たすものとして、位置づけられることになるのである。市民にはこの受動的な消費者としての役割以上のものは、何も期待されていないといつてもよからう。自由主義的な国家は、自由放任の時期から、一連の選挙権拡張の時期を経ることで、次第に社会的必要に敏感な、能動的な国家へと変遷を遂げて行つたが、必ずしもそれに応じて政治的に能動的な市民が誕生したとはいえない。むしろ国家の能動性の増大とともに、市民は、豊かではあつても受動的な消費者としての地位に甘んじるようになったといふこともできる。

グリーンが抱いていたような協力政治の構想を、現代の政治的思考の中心に据えることにより、このような状況を打開することが可能となる。もしもグリーン理想主義的な構想を、現代政治の背景のなかで再生させるとすれば、それは例えばJ・R・ルーカスの述べた次のような言葉になると思われる。「私達は、自分自身を単なる消費者とは考えない。政治過程の大部分は、私達の多くにとつては、相当程度外部的な事柄ではある。しかしそうではあつても、政治が本質的に関わつていいるのは、私達にある種のサービスを提供することではなくて、私達が共通に抱いている目的や価値を達成するために、相互に協力できるようにすることである。私達は能動的な協力者であつて、受動的な消費者ではない。そして私達が協力し得

るものなら、決定作成の手續きから除外されてしまうということはあり得ないことである。⁽⁸³⁾こうしてルーカスは、市民が単に選挙時に一票を投ずるといふ形で、政治に最少限度加わるだけでなく、国家意志決定の手續に何らかの形で實質的に参加するところに、民主主義のあるべき方向を求めているのである。⁽⁸⁴⁾

先の引用(註63)に明らか通り、グリーンが市民の政治参加の形態として実際に考えていたのは、「議員として行動」したり、「議員に投票」したりすることであつた。そしていうまでもなく、グリーンが政治義務の原理について講義をしていた一八七九年当時にあつては、それが考えられ得る限りでの、最も進んだ政治参加の形態であつた。しかし彼の究極のねらいは、市民を法の作成と維持に直接または間接に関与させることで、彼らに国家業務全体を考慮させ、より高度な政治義務感を与えるところに置かれていた。そのことを考えると、もしもグリーンが現代に生きていたなら、彼は議員として行動したり、議員に投票したりすることと共に、国家意志形成の手續に何らかの形で加わることも、市民の重要な政治参加の方式として推奨したと思われる。

またグリーンは政治理論の趣旨は、国家と市民の協力関係ばかりではなく、市民相互の自発的な協力関係を育成するところにも置かれていた。そして前者の関係の基礎に後者の関係があるべきもので、国家の使命は、この後者の関係に基づく社会を維持・発展させるところにある、と考えられていた。従つてグリーンは立場からは、国家活動の増大は、社会に対する国家の直接的な指令や介入の増大を意味しないはずである。積極的な国家活動は、社会の自発的で多様な協力関係を維持・発展させるための、枠組みの設定にこそ向けられなければならない。⁽⁸⁵⁾ハイエクが指摘しているように、権力者の単独の指令や、国家の直接的な介入によつては、複雑な内容を持つた現代文化を發展させて行くことはできない。複雑多様な秩序を維持するためには、国家は、自発的な秩序の形成に役立つような規則を施行するか、あるいはそのように規則を改善するしかないのである。⁽⁸⁶⁾グリーンは協力的政治の構想から引き出すことができるのも、これと同様な国家活動の方式である。ここにも、

グリーンが現代に適合する点が認められる。

以上述べてきたところから明らかなように、グリーンの家論はいくつかの難点を持つてはいても、それを根本のところ支えている協力政治の構想は、決して過去の遺物でも単なる理想論でもなく、現代社会の必要に應ずることのできるものであると思われる。

- (1) 例えはF・A・ハイエクの著作のなかに一貫して流れているのは、このような問いかけである。ハイエクによれば、今日「社会」という言葉が多用されるようになってはいるが、「社会概念の旗印のもとに私達が経験したのは、社会へのサービスということから、社会の完全な支配を求める要求への形態変化であり、社会の自由な諸力に国家を従わせたいとする要求から、国家に社会を従わせたいとする要求への形態変化であった(傍点原文イタリック)」。ハイエクは、社会へのサービスを形成するには、自由の持つ自発的な諸力を育成しなければならぬという。 F. A. Hayek, *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, London: Routledge & Kegan Paul, 1967, p. 246.
- (2) 例えは Thomas Hill Green, *Lectures on the Principles of Political Obligation* (New Impressions), London: Longmans, 1966, p. 122. 参照(以下単に *Principles* と略称)。
- (3) 例えは *Ibid.*, p. 146. 参照。
- (4) *Ibid.*, pp. 130—131.
- (5) Ernest Barker, *Reflections on Government*, Oxford University Press, 1967, p. XV. バーカーは *nation* を次のように定義している。「*nation* は、その統一が次のものに基礎づけられている人々の社会、すなわち共同体である。(1) 第一に空間、すなわち近接性に基礎づけられている。従つてそうした統一は、近接感を生み、愛国心と呼ばれる生まれた土地(すなわち *patria*)へのあの共通の愛を生むことになる。(2) 第二に時間、すなわち何世紀にもわたる共通の伝統に基礎づけられている。従つてそうした統一は、受け継がれた生活様式に共通に参加しているという意識を生み、*nationalism* と呼ばれるそうした継承へのあの共通の愛を生むことになる。」
- (6) Green, *op. cit.*, p. 130.
- (7) *Ibid.*, p. 138.
- (8) *Ibid.*, p. 143.
- (9) 国家共同体は、支配機構としての国家が、意識的努力を向けることで維持発展させようとする社会を意味しているので、自然的な一体性を保つていゝる国民共同体と同じではない。国家を自治的な共同体と捉えれば、この意味での社会が当然成立しなければならなくなるが、グリーン自身はこの社会を明確に把握していたとは思われない。そしてそこにグリーンの家論の弱点があることは後述の通りである。
- (10) Green, *op. cit.*, p. 138.

- (11) *Ibid.*, p.144.
- (12) *Ibid.*, p.146.
- (13) *Ibid.*, p.138.
- (14) *Ibid.*, p.139.
- (15) *Ibid.*, p.147.
- (16) *Ibid.*, p.146.
- (17) ヘーゲル『法の哲学』(藤野渉・赤沢正敏訳)中央公論社、昭和四年、§一五七及び§一八二参照。
- (18) 同書、§二五八参照。
- (19) 同書、§一八二。
- (20) Z. A. Pelczynski, "The Hegelian conception of the state" in Pelczynski (ed.), *Hegel's Political Philosophy*, Cambridge University Press, 1971, p.26.
- (21) *Ibid.*, p. 27. 参照。
- (22) Bernard Bosanquet, *The Philosophical Theory of the State* (Reprinted), London : Macmillan & Co, 1965, p.140 & p.141.
- (23) *Ibid.*, p. 140.
- (24) Green, op. cit., p.121.
- (25) このことに関しては、近刊予定の行安茂・藤原保信編著『T・H・グリーン研究』(御茶の水書房)中の拙稿「T・H・グリーンとその継承者達——主権理論を中心として——」で明らかにした。
- (26) Green, op. cit., p. 143.
- (27) *Ibid.*, p.125 & p.138.
- (28) *Ibid.*, pp.130—131. 参照。
- (29) ヘルムホルト・マルクーゼ『理性と革命』(梶田啓三郎・中島盛夫・向來道男訳)、岩波書店、一九六四年、四三七ページ。
- (30) 同書、四三七ページ。
- (31) 同書、四三七—四三八ページ。
- (32) 他面からいえば、このように国家組織と社会組織の区別を明確にしていないうところが、グリーンと国家論の欠陥であることはいうまでもない。
- (33) Green, op. cit., p.136. グリーンは『倫理学序説』では、この意識を「神的意識」とか「神の原理」という言葉でも表現している。この「神の原理」は、人間のなかで完全に実現されることはあり得ないが、人間に成長の可能性を提示し、自分自身の発展を求めさせるものであるという。Green,

- Prolegomena to Ethics* (Fourth Edition), Oxford: Clarendon Press, 1939, p. 204 p. 206, & p. 215. 参照(以下単に『Prolegomena』と略称)。
- (42) Green, *Principles*, p. 136.
- (43) *Ibid.*, p. 135.
- (44) ヘーゲル『歴史哲学』上(武市健人訳)岩波書店、一九七一年、八九ページ。
- (45) 同書、九三ページ。
- (46) Green, *Principles*, p. 132.
- (47) マンローゼ、邦訳前掲書、四三八ページ。
- (48) Green, *Principles*, p. 134. なおマルクーゼは、グリーンが、それ自体においては悪と考えられる人間の行動が、「国家においては」善のために支配される、とらわっているかのようにみせかけ、国家主義者としてのグリーン像を仕立て上げようとしている。マルクーゼ、邦訳前掲書、四三八ページ参照。
- (49) グリーンは『倫理学序説』では、個人と社会の不可分性と価値的な至上性を次のように表現している。「……人間人格の完成——社会の完成と同義の諸個人の完成、並びに諸個人の完成と同義の社会の完成——が、人間にとつて絶対的あるいは本質的な価値を持つ唯一の目的である。」Green, *Prolegomena*, p. 301. また特に個人の価値を強調して次のように述べている。「私達の究極的な価値基準は、個人の価値という理想である。他の一切の価値は、個人のための、個人の、あるいは個人における価値に関係している。国民共同体、社会、あるいは人類の、何らかの進歩、改善、あるいは発展にまつて語ることは、それらよりもっと優れた、個人の何らかの価値に関係させて語るのでなければ、無意味な言葉を用いていることになるのである。」*Ibid.*, p. 218. 要するに「個人の価値をしっかりと把握」(E. Barker, *Political Thought in England 1848 to 1914*, Oxford University Press, 1939, p. 46. 下を斜線で線)し、その全議論で「個人の権利の概念を浸透させよう」(L. T. Hobhouse, *The Metaphysical Theory of the State*, London: George Allen & Unwin, 1960, p. 118. 下を斜線で線)しようとするグリーンと、その真骨頂がある(と見せよ)『彼は到底国家主義者にはなり得なかつた』といえよう。
- (50) Dante Germino, *Machiavelli to Marx*, The University of Chicago Press, 1972, p. 270.
- (51) *Ibid.*, p. 270.
- (52) Green, *Principles*, p. 144.
- (53) このことに関しては拙稿「T・H・グリーンンの権利論」『京都外国語大学研究論叢』昭和五十三年、二九六ページ参照。
- (54) Germino, op.cit., p. 271.
- (55) Green, *Principles*, p. 150.
- (56) *Ibid.*, pp. 150—151.

- (49) *Ibid.*, p. 151.
- (50) 尤も、無法、無秩序を回避する義務は、権利を認められている市民に負わされているのであつて、権利を与えられていない奴隷に負わされているのではない。奴隷制の行なわれている国家では、奴隷は、自らも同胞であるという主張を認めさせるために、どのような方法を用いてもよく、法を遵守する義務は奴隷にはない、とグリーンはいう。 *Ibid.*, p. 152. しかし市民は、奴隷への援助を禁止した法律が破られれば、「全般的なアナキー」が出来るような場合、その法律に従わなければならぬ、とグリーンは説く。 *Ibid.*, p. 153. ジェルミーンは、グリーンはこの考え方を奴隷への思いやりを欠いたものとして攻撃しているが (Germino, op. cit., p. 271.)、グリーンは「奴隷」と「全般的なアナキー」の意味をよく理解していないように思われる。グリーンが奴隷ということ具体的に考へているのは、例えば父親、夫、息子、兄弟といった家族の一員として活動したり、ものを所持したり、あるいは他人と結合したりすることを実際には認められていながら、そのための法的権利を否認されている人のことである (Green, op. cit., p. 152.)。換言すれば、暗黙の (implicit) 社会的権利を持ちながら、明白な (explicit) 法的権利を持っていない人のことである。そして全般的なアナキーとは、自由が全般的に失われ、相互の好意に代わつて力が全般的に用いられる状態のことである (*Ibid.*, p. 153.)。グリーンは「このような状態が出来れば、暗黙の社会的権利すら保持できなくなり、奴隷の社会的活動も不可能になるとみづかいたと思われる。」
- (51) Green, *Principles*, pp. 209—210. *Works of T.H. Green*, Vol. III, Minoru Shobo, 1968, p. 373. 以下参照 (以下単に *Works* と略称)。
- (52) Green, *Works*, Vol. III, p. 374.
- (53) *Ibid.*, p. 373. & p. 375.
- (54) *Ibid.*, p. 371.
- (55) *Ibid.*, p. 384.
- (56) M・フリーズは、グリーンが国家に課した役割について論評して「彼が提起した実際の社会改革では、土地へのより一層の接近とか、禁酒主義的な改正といった、それ自体急進的な国家干渉や団体主義を必要としない、古く自由主義的な法案に重点が置かれていた」と述べて、グリーンは国家論が、国家活動の理論としては不十分なるものであることを指摘している。 Michael Freedon, *The New Liberalism*, Oxford: Clarendon Press, 1978, pp. 58—59. 理論的でない、このよきな不十分は、グリーンは「自らの依拠すべき独自の行動基準を持たなくとも、そこから起るものである。」
- (57) Harold J. Laski, *The Rise of European Liberalism*, London: Unwin Books, 1962, p. 136.
- (58) Lawrence C. Wainass, *Gottlieb's History of Political Thought*, London: George Allen & Unwin, 1970, p. 345.
- (59) Crane Brinton, *Ideas and Men*, N. J.: Prentice Hall, 1963, p. 371.
- (60) F. A. Hayek, *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, London: Routledge & Kegan Paul, 1978, p. 130.
- (61) Melvin Richter, *The Politics of Conscience*, Cambridge: Harvard University Press, 1964, p. 268.

- (22) *Ibid.*, p. 290.
- (23) Green, *Principles*, p. 130.
- (24) *Ibid.*, p. 67.
- (25) グリーンの説く「国家業務への市民の「参加」に注目する論文に、日下喜一「T・H・グリーン」の国家論(2)」『青山法学論集』第一七巻、第四号(一九七五年)がある。持三〇、三一、三五ページ参照。
- (26) Green, *Principles*, pp. 126—127.
- (27) *Ibid.*, p. 127.
- (28) Green, *Works*, Vol. III, p. 375.
- (29) 筆者は「国家意志」と「国家の意見」とを区別して用いている。前者は立法機関で正式に決定された意志であり、後者はそこに至るまでの過程で、統治機構としての国家が抱いていた考えである。立法段階には、特に優越する人も集団も置いていないところに、グリーン「の国家論(あるいは主権論)の民主主義的な性格を読み取ることができる。
- (30) 国家意志形成の過程で、特定の人や集団の権威のみに依拠しようとするのが、イギリス理想主義に共通にみられる特徴である。例えばポーザンケットは、ルソーが立法者に課した役割を、意志形成の際に習慣や秩序の果たす役割と同様なものとして捉え、極力「人の支配」を除去しようとしている。Bosanquet, *op. cit.*, p. 112. 参照。
- (31) ロック『統治論』(宮川透訳)、中央公論社、昭和四三年、二九四ページ。
- (32) ルソー『社会契約論』(桑原武夫・前川貞次郎訳)、岩波書店、昭和四四年、六一ページ。
- (33) J. S. Mill『代議政治論』(山下重一訳)、中央公論社、昭和四二年、四五四ページ。
- (34) *Memoir by R. L. Nettleship*, in Green, *Works*, Vol. III, p. cxii.
- (35) A. H. Birch, *Representative and Responsible Government*, London: George Allen & Unwin, 1977, p. 46. 参照。
- (36) *Ibid.*, p. 47.
- (37) A. H. Birch, *Representation*, London: Macmillan, 1972, p. 55. 参照。
- (38) バーカーはグリーン「の衣鉢をついで、民主政治を、政党、有権者、議会、内閣の間の、また社会集団相互間の、重層的な討論のシステムとして捉えようとする。Barker, *op. cit.*, chap. II. 参照。
- (39) 河合榮治郎は、グリーン「の説く主権と共同善の関係に関して、次のような疑問を提起している。「以上の如く国家に対する服従は、公共の善の理念より来る内なる意志の発現だとするならば、何が故に強制権の存在を必要とするか。すべての人に自我完成の能力があり、此の自我よりして当然に、公共の善への努力が出るものならば、之あるを以て足り、敢て強制権の必要がないことにならないか。グリーン「の之に対する説明は詳細でない。……要する

に、公共の理念の存するものにとつては強制権の必要なく、強制権がその必要を發揮する場合は、公共の理念の欠けたる者に対してである。然らば何故國家に服従するかの問は、たとえ彼の努力によつて各種の暗示は与えられたにしても、最後の問題は依然として答えられていない。之が理想主義を探るものの難問であり、彼の残した後人への課題であろう。『トーマス・ヒル・グリーン の 思想体系』(河合榮治郎全集第一卷) 社会思想社、昭和四三年、二九四—二九五ページ。しかし共同善という、本質的に倫理、道德的概念のみに依拠していたのでは、いかに努力しても、主権という本質的に政治的な概念を説明することはできない。政治的には、共同善を体現した共同体をこそ問題にしなければならない。グリーンが、主権の意味をよりの確に把握するためには、政治の対象となる独特の共同体を、より明確に認識することが必要であつたと思われる。

(80) 勿論法的、形式的には、国籍離脱の自由を保障されている国民にとつては、国民共同体は選択の自由のない社会ではなくなるが、これは現実には行使されることの少ない自由である。

(81) このことに関しては、前掲拙稿「T・H・グリーンとその継承者達——主権理論を中心にして——」で明らかだした。

(82) Joseph Tussman, *Obligation and the Body Politic*, Oxford University Press, 1968, p. 118.

(83) J. R. Lucas, *Democracy and Participation*, Penguin Books, 1976, p. 77.

(84) ルーカスは「市民の政治参加が選挙を通してしか達成されない体制を」「選挙制専制政治」(elective autocracy)と呼んでゐる。Ibid., chap. 10. 参照。

(85) グリーンの次の言葉も、国家活動が以上のような枠組み設定に向けられなければならないことを示唆するものであろう。「国民共同体の生活は、国民共同体を構成する諸個人の生活として以外には、すなわち、彼ら相互の交渉によつて決定され、その特質をその交渉の状況から引き出しているような生活として以外には、実在しないのである(傍点筆者)。」*Green, Prolegomena*, p. 218. このような立場からは、国家が諸個人の生活に直接介入することは許されない。国家活動は、自発的な相互交渉を振起すための、またその成果を活かすための、枠組み作りに向けられることになる。この意味で「グリーンの見点からは、自由市場さえも、自然の状態というよりはむしろ社会制度であつた。そしておそらく、市場の自由を保つためには立法を必要としたことであらう」というG・H・セイバインの指摘は、グリーン の 政治理論の性格を的確に捉えたものである。George H. Sabine, *A History of Political Theory*, London: George G. Harrap, 1966, p. 735.

(86) F. A. Hayek, *Law, Legislation, and Liberty*, Vol. I, London: Routledge & Kegan Paul, 1973, pp. 50—51.